千葉市告示第９３５号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の規定により、次の市税に係る書類を別紙記載の方に送達しましたが、その送達を受けるべき方の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、同法第２０条の２の規定により告示します。

これらの書類は、千葉市東部市税事務所で保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和８年１１月１３日

千葉市長　神　谷　俊　一

書　類　名	件数
督促状	１０件

通知書番号	住所	氏名
		鈴木　ゆき

通知書番号	住所	氏名
		鈴木　ゆき

通知書番号	住所	氏名
		横山　正樹
		立﨑　啓太

通知書番号	住所	氏名
		工藤　由紀雄

通知書番号	住所	氏名
		岡野　正志

通知書番号	住所	氏名
		MOHAMED THOWFEEK MOHAMED SHAFEEK

通知書番号	住所	氏名
		鈴木　翔司
		JUNG　SUNGHYUN
		板橋　寛昭